

くらしの法律救急箱



第46回 成年後見制度に関するギモン

「後見」という制度について教えてください。

A1

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、すでに判断能力が低下している人のために、家庭裁判所に後見人を選んでもらう制度であり、任意後見制度は、現時点ではまだ必要がないけれど、自分の判断能力が低下した場合に備えてあらかじめ後見人となるべき人を決めておくものです。

任意後見制度ではいつ後見が始まるのですか。

A2

任意後見制度の場合、任意後見契約は登記されます。そして、本人の判断能力が不十分な状態となったときに、本人や親族、任意後見契約で定められた任意後見人（任意後見受任者）などが家庭裁判所に後見開始の申立てを行い、家庭裁判所は、本人の判断能力が低下し不十分な状況にあると認めたとときは、任意後見監督

人を選任します。

この任意後見監督人の選任によって任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は、任意後見監督人の監督の下で、契約に定められた内容を本人に代わって行うことができます。

親族も法定後見制度の後見人になれますか。

A3

法定後見の場合、成年後見人は家庭裁判所が選任しますが、成年後見開始の申立てをする際に、誰になって欲しいか（または、なるべきか）の希望を家庭裁判所に伝えることができます。

成年後見の申立人は「本人の子」が最も多いのですが、近時は、親族以外の人（例えば、弁護士や司法書士など）が後見人に選任される割合が過半数を上回っています。つまり、子、その他の親族が「自分が後見人として適当だと思います」と希望したとしても、そのとおりに選ばれるとは限りません。

特に、親族間に意見の対立がある場合や、本人との間に高額な貸借や立替金がある場合、さらに、流動資産の額や種類が多い場合には、本人の利益を第三者的



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

に保護する必要性が高いと捉えられています。また、本人のために裁判や調停をはじめとする法的手続が必要な場合などは、家庭裁判所が弁護士などの専門家を後見人に選任する可能性が高いといえます。

Q4

成年後見人による横領が頻繁に起こっていますが、防ぐことはできないのでしょうか。

A4

成年後見人は本人の財産を管理し、本人のために広範な代理権を持つこととなります。例えば、銀行の窓口で出金することも容易なため、あたかも自分の財産であるかのような感覚で使ってしまったという事件もしばしば報道されています。

その予防策として、流動資産（預金など）が多額の場合に、家庭裁判所が後見監督人を選任したり、後見制度支援信託の利用を提案されることがあります。

後見監督人には弁護士などの専門家が選任されることが多く、後見人の業務をチェックする役割を担いますので、後見人による不正が行われるリスクは低くなります。

また、後見制度支援信託は、預貯金が多額の場合に、

これを信託銀行に信託した上、その中から毎月必要な生活費など一定額を受け取れるようにして、本人の財産の流出を防ごうとする仕組みです。

Q5

成年後見人の報酬はどのように決まるのでしょうか。

A5

成年後見人の報酬は、後見人の申立てに応じて家庭裁判所が決定します。後見人は、家庭裁判所の指示に従って本人の財産状況を報告する義務がありますが、この報告の時期（1年に1回程度）に合わせ、その間の報酬について申立てが行われることが多いようです。

後見人は、本人の治療や介護サービスなどの利用契約を締結したり、預貯金や不動産などの管理を行います。これに対する報酬の額はおおむね月額2万円程度〜4万円程度とされます。これに加えて、裁判や遺産分割調停などの特別な行為をしたときや、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、報酬額が付加されることとなります。なお、このようにして決められた報酬は、本人の財産から支出されます。